

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和7年11月18日

奈良県立橿原考古学研究所
副所長 田中裕之

1. 業務の概要

(1) 業務名

奈良県日本博関連事業 橿原考古学研究所・附属博物館プロモーション映像コンテンツ制作業務

(2) 業務の目的

奈良県では、令和元年度より奈良県日本博関連事業を手がけ、今年度は、世界遺産登録を目指す「飛鳥・藤原の宮都」の地域・歴史に焦点をあてた『「日本国」誕生の記憶“飛鳥・藤原”周遊プロジェクト』を展開する。橿原考古学研究所では、その一環として、飛鳥・藤原周遊の基点に位置し、国宝2件、重要文化財12件を含む貴重な考古遺物を収蔵・展示する橿原考古学研究所附属博物館の魅力を伝え、同時に、展示品が出土した遺跡調査を手がけた橿原考古学研究所の活動を紹介する映像コンテンツ制作・発信をおこなう。

具体的には、黒塚古墳、藤ノ木古墳、飛鳥宮跡など橿原考古学研究所による発掘調査の記録映像、附属博物館で展示する関連考古資料の映像、橿原考古学研究所と附属博物館の歴史と活動についての映像から構成した映像コンテンツを制作し、YouTube 橿研チャンネルにおいて公開する。この公開を通じて、橿原考古学研究所の研究活動を紹介し、その成果を反映した橿原考古学研究所附属博物館の展示の魅力を国内外に効果的に発信することを目的として本業務を実施する。

(3) 業務の内容

①橿原考古学研究所・附属博物館のプロモーション映像の制作。

- ・制作する映像は、YouTube 橿研チャンネルで公開する（20分程度）。
- ・発掘調査当時、展覧会開催当時において報道用に撮影した多くの動画、および本業務によって新撮する動画、橿原考古学研究所と附属博物館が提供する資料を用いて、映像コンテンツを制作。
- ・映像コンテンツの内容構成
- ・打ち合わせ協議
- ・特記事項

②事業実施報告書の作成

※内容詳細は別紙、『奈良県日本博関連事業 橿原考古学研究所・附属博物館プロモーション映像コンテンツ制作業務委託仕様書』に記載。

(4) 委託料上限額

3,080,000 円（消費税および地方消費税に相当する額（10%）を含む。）

(5) 業務の仕様等

4の（2）により配布する、奈良県日本博関連事業 橿原考古学研究所・附属博物館プロモーション映像コンテンツ制作業務委託仕様書（以下「仕様書」）に示すところによる。

(6) 履行期間

契約締結日から令和8年3月17日（火）まで

2. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止期間中でないこと。
- (4) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、または破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体)でないこと。
- (7) 奈良県会計局の所管する競争入札参加資格者名簿の営業種目「Q 役務の提供(3 映画制作)」に登録されていること。
- (8) 役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあつてはその者(支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))でないこと。
- (9) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) (10)及び(11)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 同種又は類似の同規模業務(文化財関係の映像制作業務)を過去5年間(令和2年4月1日～令和7年3月31日)に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

3. 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4. 手続等

(1) 担当部局

〒634-0065 奈良県橿原市畝傍町1番地
奈良県立橿原考古学研究所
TEL：0744-24-1101 FAX:0744-24-6747

(2) 仕様書の配布

公告の日から令和7年12月2日(火) 午後3時までの間に、「奈良県立橿原考古学研究所ホームページ」から入手するものとする。

(3) 奈良県日本博関連事業 橿原考古学研究所・附属博物館プロモーション映像コンテンツ制作業務委託事業者募集要項（以下「募集要項」）の配布

公告の日から令和7年12月2日(火) 午後3時までの間に、「奈良県立橿原考古学研究所ホームページ」から入手するものとする。

(4) 参加表明書、企画提案書等の提出

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

(5) 質問の受付

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

5. 受託者の選定

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

6. 受託者

4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。

7. その他

(1) 本業務の提案への参加に係る費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 本業務の詳細は、4の(2)により配布する仕様書および4の(3)により配布する募集要項に示すところによる。